

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

平成三十年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 養成施設の名称及び所在地

東都医療大学管理栄養学部管理栄養学科食品衛生コース

埼玉県深谷市上柴町西四丁目二番七

二 登録年月日

平成三十年三月二日